



STAFF

お客さまの身になって
お客さまの言葉に耳を傾け
お客さまと共に歩む

グループホームは、初期から中期の認知症（痴呆症）の高齢者5～9人が家庭的な生活空間で、介護スタッフとともに食事の支度や掃除、洗濯などを共同でしながら、自立した日常生活を営むことを支援するサービスです。

住み慣れた自宅ではないけれど、家庭的な雰囲気のなかで時間がゆったりと流れ、スタッフにさりげなく見守られながら、高齢者がその人らしい人生を送っていることから、グループホームは「もうひとつの家」と表現されています。

スタッフ一同、お客様の身になって、言葉に耳を傾け、お客様と共に歩みます。安心してお任せください。

■ご利用料金■■■■■

施設利用 月額 76,000 円					
〔内訳〕	(室料) 30,000 円 (食材料費) 33,000 円 (消耗品・水道光熱費) 8,000 円				
	(管理費) 5,000 円				
要介護度	介護保険料	医療連携体制加算	処遇改善加算 I	施設利用料	月額合計 施設利用料込み
要支援2	22,710	1,170	2,650	76,000	102,530 円
要介護1	22,830	1,170	2,664	76,000	102,664 円
要介護2	23,910	1,170	2,783	76,000	103,863 円
要介護3	24,600	1,170	2,860	76,000	104,630 円
要介護4	25,110	1,170	2,917	76,000	105,197 円
要介護5	25,620	1,170	2,973	76,000	105,763 円

※処遇改善加算 I (11.1%)

※理容代、おむつ代は実費にてご請求させていただきます。

※居室にてテレビを使用される方は別途 50 円 (1 日) ご請求させていただきます。

※合計金額は月30日で計算にて試算しております。

※上記の介護保険料及び医療連携体制加算額は、必要に応じて加算されます。

■access■■■■■



グループホーム きぼう原古賀センター

〒841-0071 鳥栖市原古賀町 854 番地

☎ (0942) 84-6427

信頼の先にある
“安心という名の笑顔”
をご提供します。

group home グループホーム きぼう原古賀センター

Life Support
NEO



スタッフ
ブログ
絶賛更新中

ライフサポートNEO

検索





信頼の先にある “安心という名の笑顔” をご提供します。

ご利用様がときおり見せられる不安なお顔
それに気づき、そつとよりそうスタッフ
そのときお見せになる笑顔
私たちはここにいますよ。
信頼の先にある
“安心という名の笑顔”



(※)ご利用者様の環境の変化を配慮していくため、その方のこれまでの生活環境や生き立ち、または経歴を尊重したケア。



**24 時間、356 日
看護師を中心とした
専門スタッフが介護いたします。**

1 食事介助 Service

栄養管理のゆきとどいた献立を、朝食・昼食・夕食のすべてがスタッフが調理いたします。たまには食べたいものをおっしゃられても、できるけど対応致します。出前でも大丈夫です。食事介助が必要な方はスタッフがお手伝いいたします。

2 入浴介助 Service

風呂は毎日使えます。ゆったりとご自分の時間でたのしめます。入浴介助はマンツーマンで対応いたします。

3 排泄介助 Service

基本的にはトイレでの排泄を頂けるように心がけ、スタッフがそのお手伝いいたします。

4 通院 Service

緊急時の受診の際もスタッフが付き添います。薬の受け渡しもスタッフがいたします。病気には早めの対応を心がけています。

5 個別ケア Service

バックグラウンドアセスメント(※)に基づいたケアをいたします。お一人おひとりのニーズに合わせたケアを実施いたします。

6 健康管理 Service

日々の健康管理をいたします。また定期健康診断も実施いたします。



バスツアーで金立公園（佐賀市）に行きました／H29 年 10 月

●生活サービス

アクティビティープログラムで刺激のある生活
おやつクッキング、歌、長唄…

●園芸療法

プランターでのミニ園芸で、なすび、きゅうり、
トマトの栽培。ご利用者様の中には「スタッフ
には負けとられん」とおっしゃる方も。

●バスツアー・お散歩・外食・買物・ 美容院

毎日とはいかないまでも、たまには外に出て
楽しめます。また、年に数回はバスツアーも行っ
ています。

外泊・送迎サービス



外泊の際のご
家族様への送
迎なども実施
します。



【ご入居対象について】

- 要支援認定（Ⅱ以上）であって、軽度又は中程度の認知症（痴呆症）を有する方。
- 複数入居者における共同生活を営むことに支障がない方。
- 医師の診断書等により、認知症（痴呆症）状態にあることが確認できる方。
- 運営方針に賛同し、入居契約書、管理規程等をご承諾いただける方。

【ご入居をお断りする場合】

以下の項目に該当する場合はご入居をお断りする場合があります。

- 入院加療を要する病態の方、常時医療的処置を要する方。
- 暴力をふるう等、他の方に害を及ぼす恐れのある方。
- 伝染病もしくは感染症等を有し他のご入居者に伝染させる恐れのある方。